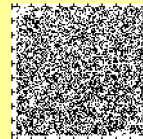


7 あわのわ awanowa と障害者優先調達推進法

徳島県では、「みんながつながる“あわのわ” 障がい者就労飛躍事業」による、就労製品の販売の場と機会の創出に取り組んでいます。



いろいろな環、心つながる、みんなつながる。

《^{あわのわ}awanowa》とは、徳島県内の障がい者就労施設等からなるNPO法人とくしま障がい者就労支援協議会の統一ブランドです。

障がい者就労施設等で働く利用者の工賃を引き上げる「徳島県工賃向上計画（第4期）」に基づき、就労製品の促進販売を図るため、「NPO 法人とくしま障がい者就労支援協議会」が中心となり、各施設の若手職員からなる「ブランド研究会」を設置し、専門家の指導と協力を仰ぎながらブランド価値の規定や方針・計画・戦略等を調査・研究し、統一したブランド戦略を策定、各施設間の意識の共有化を図り実施しているものです。



あいねこと藍ずきんちゃん
NPO 法人とくしま障がい者就労支援協議会の登録商標です。

購入方法・お問合せは

NPO 法人とくしま障がい者就労支援協議会 事務局

〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ内

TEL 088-602-7560 ファクシミリ 088-602-7561

E-mail jimukyoku@npo-tokushima-jusan.com URL <http://arunjo.com>

◆ ネット販売もしています。 <http://awanowa.com>

障がいのある人たちの
「働きたい」を
知って・買って・支える。



あわのわ ONLINE SHOP

障害者優先調達推進法

この法律は、障がい者就労施設等で就労する障がいのある方や在宅で就業する障がいのある方の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などが物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために平成25年4月に制定されました。

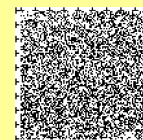
☆ 詳しくは厚生労働省「障害者優先調達推進法」の専用ホームページをご覧ください。☆
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052423.html>

◆ 障がい者関係の事業所・施設への発注を ◆

障がい者関係の事業所・施設では、各種印刷物・物品等の作成、役務の提供、その他の業務を行っていますので、ぜひご利用ください。発注を行った企業に対して法人税等税制優遇制度があります。

NPO法人とくしま障がい者就労支援協議会への対面販売申込みについて

イベント、行事等において弁当・パンや雑貨などの販売の機会を設けていただける場合は、NPO 法人とくしま障がい者就労支援協議会まで御連絡をお願いします。





障がいのある方の「働きたい!!」を支援します

支援として次のようなものがあります。
他にも様々な支援制度がありますので各窓口にご確認ください。

障害者トライアル雇用
(障害者試行雇用事業)

短期(原則3ヶ月)の試行雇用で受け入れ、一般雇用への移行を支援する制度です。
(窓口) 各ハローワーク (P.6 参照)

ジョブコーチ
(職場適応援助者による支援事業)

障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場に出向き、直接的、専門的な支援を行います。
(窓口) 徳島障害者職業センター (P.7 参照)

多様な委託訓練
(障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練)

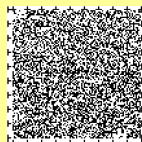
県が、企業、社会福祉法人などに委託して就職に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施します。
(窓口) 徳島県産業人材育成センター
Tel 088-621-2353

就業面と生活面の一体的な支援
(障害者就業・生活支援センター)

センターの窓口での相談や職場訪問などにより、職業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。
(窓口) 障害者就業・生活支援センター (P.7 参照)

障がい者に関するマーク (主なもの)

	障がい者のための国際シンボルマーク 障がいのある人々が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。		盲人のための国際シンボルマーク このマークがついた歩行者用信号ボタンがある信号機は、視覚障がい者が安全にわたれるよう信号時間が長めに調整されています。
	身体障害者標識 肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。		ほじょ犬マーク 身体障がい者が、公共の施設や交通機関、民間施設で、身体障がい者補助犬と同伴できることを知っていただくためのマークです。
	聴覚障害者標識 聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。		オストメイトマーク 人工肛門や人工ぼうこうを使用している方のための施設や、オストメイト対応トイレの入口案内誘導プレートに表示されています。
	聴覚障害者シンボルマーク(耳マーク) 聞こえが不自由なこと、または聞こえが不自由な人への配慮を表すマークです。このマークを見かけたら「手招きして呼び」「大きめの声ではっきり話す」「筆談する」等にご協力をお願いします。		ハート・プラスマーク 「身体内部に障がいを持つ人」を示すマークです。このマークを着用されている人を見かけた場合は携帯電話の使用を控えたり、優先席の利用などの配慮をお願いします。
	障害者雇用支援マーク 障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体の認証マークです。		「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上に掲げている視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。



ヘルプマーク

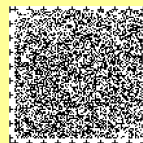
義足や人工関節を使用している方や、内部障がいや難病の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです(JIS規格)。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、公共交通機関で席を譲る等、思いやりのある行動をお願いします。
(56 ページ参照)

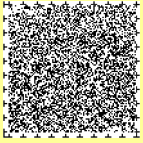


8 障がい者に対する虐待の防止

障がい者への虐待について、相談などがありましたら、どなたでもお近くの市町村にある「市町村障がい者虐待防止センター」までご連絡ください。

市町村名等	名 称 (※1)	受 付 時 間	電 話	ファクシミリ
徳島市	徳島市 障害者虐待防止センター	24時間	088-677-7889	088-621-5300
鳴門市	鳴門市 障がい者虐待防止センター	24時間	088-684-1725	088-684-1337
小松島市	小松島市 障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0885-32-2279	0885-35-0272
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	080-2980-1757 (福)悠林舎シーズ	0884-23-0263
阿南市	阿南市 障がい者虐待防止センター (社会福祉法人悠林舎シーズン)	24時間	080-2980-1757	0884-23-0263
吉野川市	吉野川市 障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0883-22-2263	0883-22-2260
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	0883-24-6168 障害者支援施設 野菊の里	0883-24-6144 障害者支援施設 野菊の里
阿波市	阿波市 障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0883-36-6812	0883-36-5158
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	080-2996-2218	
美馬市	美馬市 障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0883-52-5614	0883-52-1197
		土日祝日・年末年始 8:30~17:15	0883-52-1212	
		夜間 17:15~翌8:30	0883-52-1077	
三好市	三好市 障害者虐待防止センター	24時間	0883-72-7610 長寿・障害福祉課	0883-72-7605
			0883-72-2251 障がい者 生活支援センターはくあい	0883-72-2477
			0883-79-3937 ワークサポートやまなみ	0883-79-3927





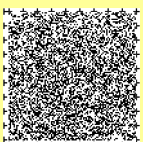
市町村名等	名 称 (※1)	受 付 時 間	電 話	ファクシミリ
勝浦町	勝浦町 障がい者虐待防止センター (社会福祉法人柏涛会内)	平日 8:30～16:30	0884-42-0999	0884-36-2668
		平日夜間(16:30～翌 8:30)、 土日祝日・年末年始	0120-56-2942	
上勝町	上勝町 障がい者虐待防止センター	平日 8:30～17:15	0885-46-0111	0885-46-0323
		平日夜間(17:15～翌 8:30)、 土日祝日・年末年始	0120-56-2942 (福)柏涛会	0884-36-2668
佐那河内村	佐那河内村 障がい者虐待防止センター	平日 8:30～17:15	088-679-2971	088-679-2125
		平日夜間(17:15～翌 8:30)、 土日祝日・年末年始	088-679-2111	
名西郡 (※2)	名西郡 障がい者虐待防止センター (名西郡障がい者基幹相談支援 センター内)	2 4 時間	088-638-2770	088-615-8551
那賀町	那賀町 障害者虐待防止センター	2 4 時間	0884-62-1141	0884-62-1115
牟岐町	牟岐町 障害者虐待防止センター	2 4 時間	0884-72-3416	0884-72-2716
美波町	美波町 障がい者虐待防止センター	2 4 時間	0884-77-3614	0884-77-1666
海陽町	海陽町 障がい者虐待防止センター	2 4 時間	0884-73-4312	0884-73-3880
板野郡 (※3)	障がい者虐待防止センター凌雲 (障がい者生活支援センター凌雲内)	2 4 時間	088-693-1140	088-692-6776
つるぎ町	つるぎ町 障がい者虐待防止センター	2 4 時間	0883-62-3111	0883-62-4944
東みよし町	東みよし町 障がい者虐待防止センター (ワークサポートやまなみ内)	2 4 時間	0883-79-3937	0883-79-3927

(※1) 「名称」欄中、括弧書きのない市町村は、各市役所・町村役場内に設置されています。

(※2) 名西郡(石井町、神山町)は、共通の窓口です。

(※3) 板野郡(松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町)は、共通の窓口です。

県窓口： 徳島県障がい者権利擁護センター(徳島県障がい者相談支援センター内)
電話・ファクシミリ兼用 088-631-1188



しょう しゃ ぎやく たい 障がい者虐待を ふせ 防ぎましょう

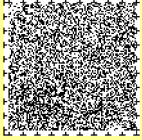
「障がい者への虐待」は、絶対にあってはならないことです。
しかし、虐待をしている人も、受けている人も、気づかないまま、日常生活で虐待が行なわれている場合もあります。
平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者に対する虐待を禁止するとともに、虐待を受けている人はもちろん、虐待に気づいた人はだれでも、身近な自治体に届出や通報をするよう定められています。
虐待のない社会をつくるため、みなさんが障がい者虐待を身近な問題として捉え、地域全体で障がい者とその家族を支援していくことが大切です。



とく しま けん
徳 島 県



フリープリント下のマークは「QRコード」です。携帯電話のカメラで読み取り、自分の携帯を自由で開くことができます。



9 災害に対する日頃の備えと福祉避難所

災害時に自分の身を守り、安全に避難するためには、周りの支援だけでなく、自分自身の日頃の備えが不可欠です。

日頃の備え

【1】隣近所や各種団体等との連携

- 最寄りの民生・児童委員、自主防災組織のリーダーが誰であるか把握しておきます。
- 地域の様々な組織（ボランティアグループ等）・団体とは日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- 必ずしも災害発生時に家族などの日頃から介助してくれる人がいるとは限りません。緊急時に情報伝達してくれる人や、避難誘導の際の支援者を決め、個別に避難計画を立て、市町村や関係者に周知しておきます。
- 市町村や各地域が実施する防災訓練には積極的に参加します。また、そのような場で自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておくことが大切です。

【2】避難経路の確認

- 自宅から避難所までの経路をチェックし、支援者とともに実際に歩いてみて、注意すべき場所や目印となるもの等を確認してください。
- 避難経路を明確にしておく観点から、家の中の配置はできるだけ一定に保ちます。

緊急通報等

消防本部ファクシミリ

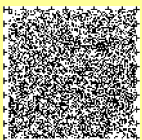
通常の電話での通報が難しい方からの通報を、ファクシミリにより受け付けます。

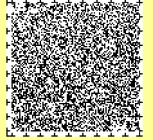
機 関 名【管轄】	ファクシミリ
徳島市消防局 [徳島市](※2)	088-652-0119
鳴門市消防本部 [鳴門市](※2)	119
小松島市消防本部 [小松島市](※1)(※2)	0885-35-0119
阿南市消防本部 [阿南市]	119
名西消防組合消防本部 [石井町・神山町](※1)	088-675-0341
那賀町消防本部 [那賀町](※1)	0884-62-1922
海部消防組合海南消防署 [海陽町](※1)(※2)	0884-73-2382
海部消防組合牟岐出張所 [牟岐町](※1)(※2)	0884-72-0367

機 関 名【管轄】	ファクシミリ
海部消防組合日和佐出張所 [美波町](※1)(※2)	0884-77-2799
板野東部消防組合消防本部 [藍住町・北島町・松茂町](※2)	119
板野西部消防組合消防本部 [板野町・上板町](※1)	088-672-3911
徳島中央広域連合消防本部 [吉野川市・阿波市]	119
美馬市消防本部 [美馬市(脇町・穴吹町・木屋平)] (※2)	119 美馬地区消防 指令センター
美馬西部消防組合消防本部 [美馬市(美馬町)・つるぎ町] (※2)	
みよし広域連合消防本部 [三好市・東みよし町]	119
勝浦町 [勝浦町]	0885-42-3600
佐那河内村 [佐那河内村]	(消防) 088-679-2125 (救急) 088-679-2138

(※1)一般用ファクシミリですので使用中の場合は直ちに隣人や付近の人に119番通報を依頼してください。

(※2)これらの消防本部ではネット119緊急通報システムを導入しています。詳しくは、各消防本部へお問い合わせください。





🌿 FAX 110番：088-655-3110

- ・「事件・事故の内容」（何があったのか、いつあったのか、場所、犯人の特徴、何を使ってどちらへ逃げたのか）
- ・「あなたの住所、氏名、電話（ファクシミリ）番号」
を書いて送信してください。

🌿 110番アプリシステム

聴覚や言語機能に障がいがあるなど、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等の携帯電話の専用アプリを利用して文字のやりとり等で通報ができるものです。

（注：このアプリを使用するためには、専用アプリをダウンロードして事前に登録する必要があります。）



iphone 用 QR コード



Android 用 QR コード

🌿 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある方（以下「聴覚障害者等」といいます。）と聴覚障害者等以外の者との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスです。

電話リレーサービスのご利用を希望される聴覚障害者等の方は電話リレーサービス提供機関（（一財）日本財団電話リレーサービス）へお問い合わせください。

🌿 すだちくんメール

災害時の安否確認サービス「すだちくんメール」にご家族や親しい方々とグループ登録すると、互いの安否情報を共有することができます。また、気象情報など県から様々な情報を配信します。

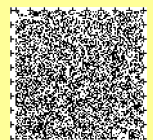
登録の際には、スマートフォン、または携帯電話等をご用意ください。

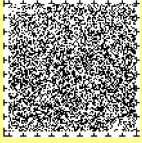
○「すだちくんメール」の登録アドレス <https://s.ourtokushima.jp>

🌿 徳島県 LINE 公式アカウント

県政情報やイベントに関するお知らせのほか、気象情報や避難情報などの防災情報を配信します。また、防災減災マップや避難所の情報を確認することができます。

登録用 QR コード





緊急連絡カードについて

必要な支援内容の伝達を行います

災害発生時のみならず、自分がどのような支援を必要としているかを周囲に的確に伝え、理解してもらうことが重要です。例として、「緊急連絡カード」を作成しておく等の方法があります。

◆使用例

- ・厚紙に貼ったり、パスケースに入れる等、携帯できるようにしておきます。
- ・支援を必要とするとき、いつでも渡せるように何枚かコピーしておきます。
- ・掲示できるように大きめにコピーしたものを非常用持ち出し袋に入れておきます。

<p>★緊急連絡カード★ ○氏名 _____</p> <p>○生年月日 _____ ○性別 _____ ○血液型 _____</p> <p>○障がいの種類・程度 _____</p> <p>○緊急時の連絡先（自宅、家族、親戚、医療機関等） _____</p> <p>○必要とする支援の内容 _____</p> <p>○服用している薬の種類・薬名 _____</p> <p>○その他気をつけなければならない心身の状況 _____</p> <p>※コピーして切り取り、該当項目を記入の上、ご使用ください。</p>
